

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成21年4月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成21年6月1日から平成21年12月21日まで
- 3 作業地域 多久市、伊万里市及び杵島郡江北町